

スマートフォン決済利用開始のお知らせ

～ 4月から村税等をスマートフォンアプリで納付できます ～

スマートフォン等で村税等納付書のバーコードを読み取り、決済アプリから納付することができます。時間や場所を問わず村税等の納付が可能となりますので、ぜひご利用ください。

●利用できる村税等

住民税(普通徴収)、固定資産税、軽自動車税(種別割)、国民健康保険税(普通徴収)、介護保険料(普通徴収)、後期高齢者医療保険料(普通徴収)、村営住宅使用料、公営住宅使用料、定住化促進住宅使用料、上下水道料

●利用できるスマートフォン決済サービス

LINE Pay 請求書支払い

PayPay 請求書払い

●利用開始

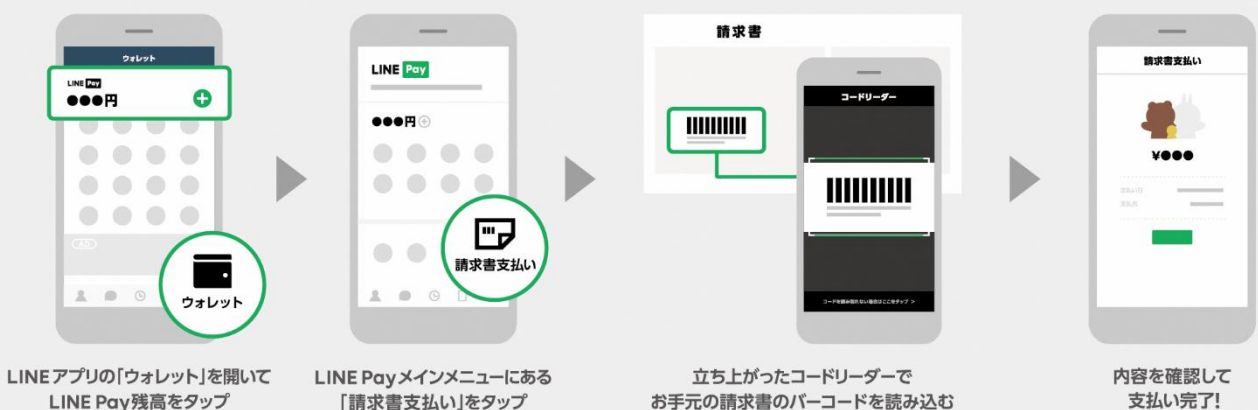
令和4年4月1日から

●利用方法

1. スマートフォン又はタブレット端末にスマートフォン決済サービスのアプリをダウンロードして利用登録を済ませてください。
2. アプリの電子マネーをあらかじめチャージしてください。
3. お手元に村税等の納付書をご準備ください。
4. アプリ毎の手順(①または②)通り、スマートフォン等で納付書のバーコードを読み取り、支払いします。
5. スマートフォン決済した納付書へ納付済であることをメモするまたは、納付書自体破棄するなど、二重納付しないようご注意ください。

①LINE Pay 請求書支払いの場合

請求書のお支払い方法



②PayPay 請求書払いの場合

アプリのホーム画面にある
「スキャン」をタップ



払込票の
バーコードを読み取る



支払金額を確認し
「支払う」をタップ



●利用できない納付書

- ・バーコードの印刷がないもの
- ・汚損等でバーコード読み取りができないもの
- ・金額を訂正したもの
- ・納期限を過ぎたもの
- ・納付書1枚の金額が30万円を超えるもの

●利用する際の注意点

- ・金融機関やコンビニエンスストア等の店員がバーコードを読み取るのではなく、利用者ご自身のスマートフォン等で決済までの全てを行っていただきます。
- ・利用者に決済手数料はかかりませんが、通信料は利用者負担となります。
- ・**領収書や納税証明をすぐ使う方は、これまでどおり金融機関やコンビニエンスストア等で納付してください。**
- ・スマートフォン決済の場合には「大潟村へ、いつ、いくら払った」という履歴しか表示されません。村税等の種類や期別の表示はされませんので、支払った納付書にメモする、または廃棄するなど、**二重に納付しないようご注意ください。**
- ・スマートフォン決済分は金融機関分と比較すると村への入金に時間がかかります（およそ2週間程度）。そのため、二重納付してしまった場合、還付（納付者の口座へお戻し）するにはさらに日数を要します。
- ・すでに口座振替登録者で、スマートフォン決済の利用を希望する方は、二重納付防止のため、必ず口座振替の廃止届を金融機関等へ提出してください。なお、廃止届提出からスマートフォン決済への切替えまでは時間がかかりますのでご注意ください。

【問合せ】 税務会計課 45-2113

アプリのダウンロードはこちらから

【PayPay】



【LINE Pay】

